

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目 1 番 2 号
（名 称）株式会社 I - n e
（法人番号 6140001082869）

上記被審人に対する令和 8 年度（判）第 6 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官鈴木淑彦、同三木洋美から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 8 年 1 1 月 1 7 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 8 年 9 月 1 6 日

金 融 庁 長 官 伊 藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 4 号に該当

被審人は、大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目 1 番 2 号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所プライム市場に上場されている会社である。

被審人は、被審人の主要株主であり役員である者が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していた会社との重要な取引を「関連当事者との取引」（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 4 の 2 第 1 項）として、連結財務諸表への注記を行わなかった。

この結果、被審人は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出したものである。

対象書類		記載すべき重要な事項の欠缺
提出日	書類	内容
令和 5 年 3 月 24 日	第 16 期（令和 4 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日） に係る有価証券報告書	第 5 【経理の状況】 1 【連結財務諸表等】（1）【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社と関連当事者に該当する会社との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

法第172条の4第1項（第24条第1項）

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第16期事業年度（令和4年1月1日から同年12月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額2,107,983円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。